



信濃川・阿賀野川 下流域の通航ガイド

ルールを守って快適通航



平成22年3月

国土交通省 北陸地方整備局
信濃川下流河川事務所
阿賀野川河川事務所

近年、水辺の観光やレジャー志向の高まりにより、船舶の利用が増えつつある信濃川や阿賀野川の下流域において、通航に伴う河川管理上の秩序ある河川使用の調整や河川環境の保全等を図る目的で、河川法に基づく通航方法を平成22年3月1日に定め、適用することになりました。



河川内の限られた水面で、無秩序な水面利用が進み、船舶どうしの事故が起きたりする心配が高まってきました。



無神経な船舶の操縦によって、船が起こした波が親水護岸で遊んでいる人に迷惑をかけることがあります。



船が起こした波によって、自然河岸が削られ豊かな自然環境を壊してしまう危険性が出てきています。

河川は限られた狭い水面であるとともに、上流から下流へと一定の流れがあることや、橋などの構造物があるなど様々な河川特有の条件があります。そこで、信濃川・阿賀野川下流域における次の区域では、既存の海上交通法規に基づく通航方法に加え、河川特有の条件を踏まえ、新たに河川法に基づく通航方法を定めました。

信濃川・阿賀野川下流域における通航方法

既存の海上交通法規に基づく通航方法

(海上衝突予防法)

+

河川法に基づく河川特有の通航方法

(河川内で新たに通航方法を定める部分)

※信濃川・阿賀野川下流域の河川特有の通航方法の適用区間
信濃川：萬代橋から小阿賀野川合流点（関屋分水路含む）
阿賀野川：阿賀野川河口から早出川合流点

通航方法指定区域

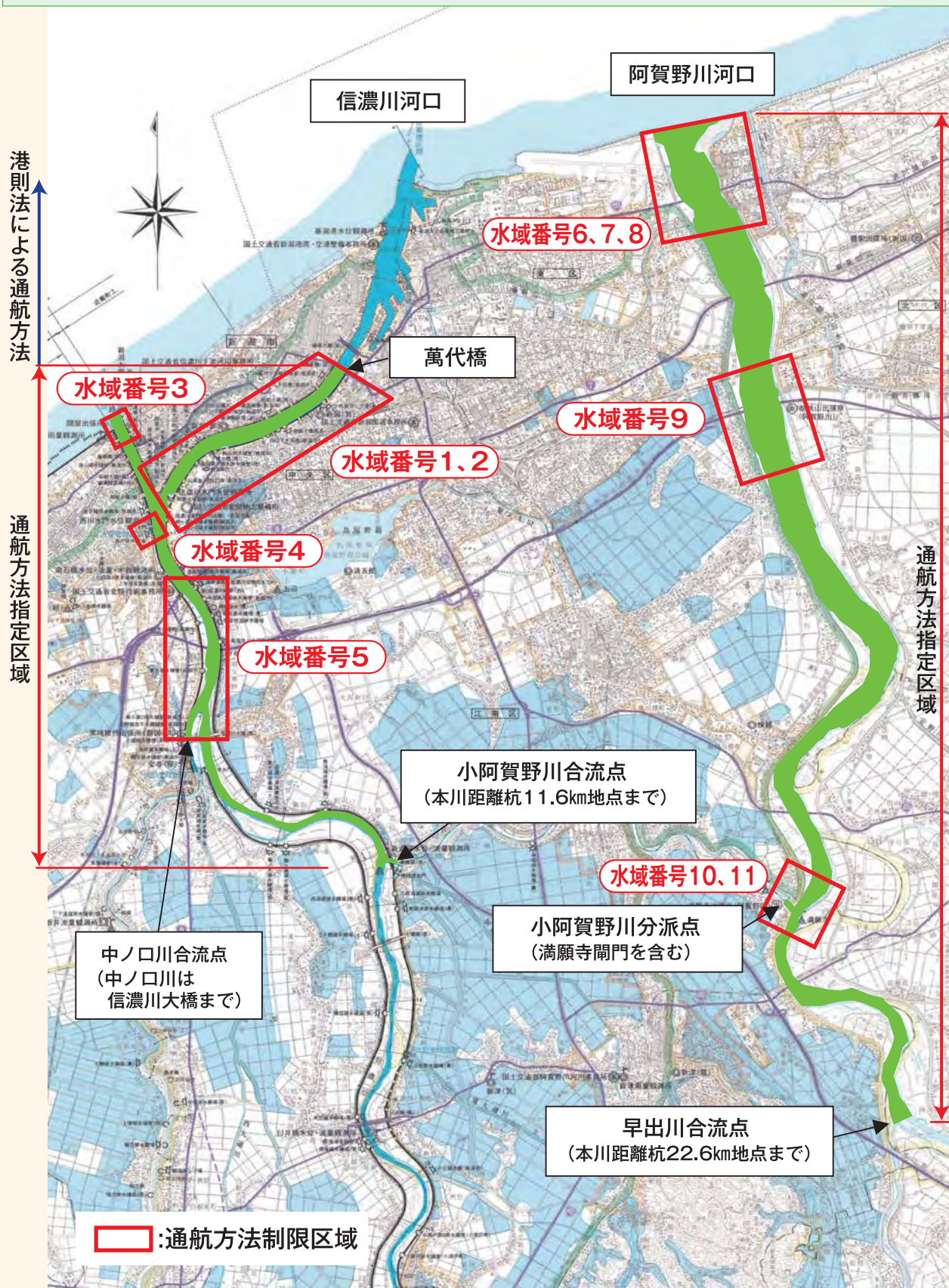
で着色された区域が、新たに河川法に基づく河川特有の通航方法を適用する区域（通航方法指定区域）です。

○信濃川での適用区域

萬代橋～小阿賀野川合流点（関屋分水路含む）
（萬代橋の下流は港則法による通航方法を適用）

○阿賀野川での適用区域

阿賀野川河口～早出川合流点

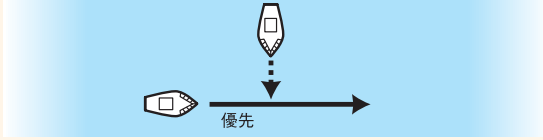


河川特有の通航方法とは？

「右側通航のルール」や「衝突をさけるための動作ルール」などの海上衝突予防法に基づく通航方法の他に、以下のような河川特有の通航方法を新たに定め、より安全で秩序ある水面利用を図っていきます。

(河道を横断する動力船の通航方法)

第四条 河道を横断する動力船は、河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、河道を横断する動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。



(支流川を通航している動力船の通航方法)

第五条 河道が交差している地点において、支流川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、支流川を通航している動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。



(運転不自由船の措置)

第六条 運転不自由船は、運転不自由に至ったときに速やかに停泊又は係留しなければならない。この場合、水門、橋梁又は取水排水施設付近以外の区域に停泊又は係留するよう努めなければならない。

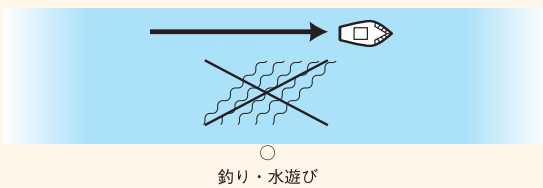


(動力船の通航方法)

第七条 動力船は、通航又は船着場等への接岸にあたっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

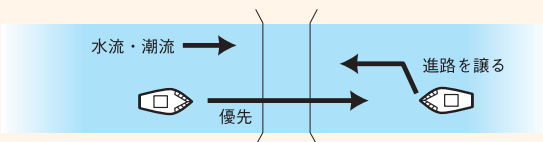
- (一) すれ違いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障
- (二) 漁業、ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障
- (三) 河川、河川管理施設又は工作物の損傷
- (四) 河川内の工事への支障
- (五) 河川環境の悪化

なお、上記(三)及び(四)の支障を与えないため、以下について遵守すること。
 イ 通航にあたっては、出航前に通航する区間における河川の状況並びに河川管理施設及び送電線、橋梁等の設置状況を確認するとともに、河川管理施設又は工作物の設置を知らせる表示等に注意して通航しなければならない。
 ロ 送電線、橋梁等の横断工作物の下部を通過する際には、当該工作物に損傷を与えないよう努めなければならない。また、送電線、橋梁等の横断工作物の周辺を通航又は停泊する際には、当該工作物に接触しないよう注意しなければならない。
 ハ クレーン船等の起重装置が装備されている船舶は、作業現場以外を通航する際には、クレーンボーム等の起重装置を格納固定し、又は通常の作業において可能な範囲で低位に固定しなければならない。



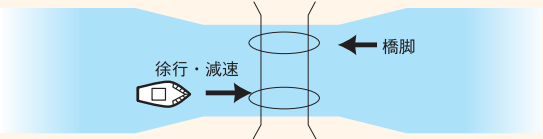
(すれ違いが困難な場所を通航する動力船の通航方法)

第八条 動力船は、橋脚間の短い橋梁の下部その他の船舶等のすれ違いの困難な場所においては、水流、潮流に逆航するものが進路を譲らなければならない。ただし、通過する動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。



(見通しなどが悪い場所・船舶が輻輳する場所を通航する動力船の通航方法)

第九条 動力船は、見通しの悪い河道のわん曲部、狭い箇所若しくは河道が交差している地点付近、桁下高の低い橋梁の下部、橋脚間の短い橋梁の下部、閘門付近、船着場付近若しくは船舶等の輻輳する場所を通航し、又は他の船舶等に接近した時は、徐行又は減速しなければならない。



(事故が発生した場合の措置)

第十条 船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届けなければならない。



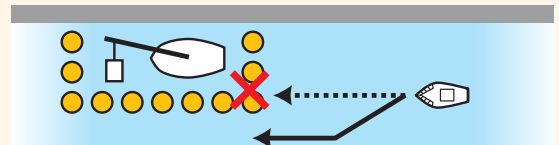
(沈没船舶等の表示)

第十一条 船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその物件の管理者は、日の出から日没までの昼間は紅色の旗を掲げ、日没から日の出までの夜間は紅色の灯火を見えやすい箇所に掲げる等その存在が認識できるように努めなければならない。



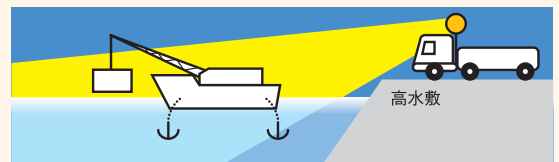
(河川工事区域等の通航の制限)

第十二条 船舶等は、黄色の浮標で明示した河川内の工事の区域を通航してはならない。ただし、当該工事に係る船舶等はこの限りでない。



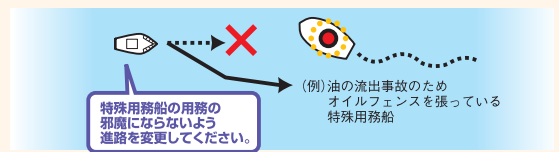
(作業水域の表示)

第十三条 作業船は、日没から日の出までの夜間、作業している場所を探照灯により照射する等作業中であることが認識できるようにしなければならない。



(特殊用務船舶の特例)

第十四条 船舶等(特殊用務船舶を除く。)は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船舶の進路を妨げてはならない。
 2 特殊用務船舶がその用務を行うため、やむを得ない必要がある場合には、第五条から第八条、第十二条、第十三条及び第三章の規定を適用しない。ただし、特殊用務船舶は、その時の特殊な状況により必要とされる注意を払わなければならない。



(特殊用務船舶の灯火の表示)

第十五条 特殊用務船舶は、その用務を行っている場合には、原則として紅色の警告灯を表示する等、その用務を行っていることが認識できるようにしなければならない。



用語について

- 動力船とは、機関を用いて推進する船舶(機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみを用いて推進しているものを除く。)をいう。
- 作業船とは、次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
 - (1) 河川工事、通航標識等の敷設、保守又は引揚げに係る作業
 - (2) しゅんせつ、測量その他の水中作業
 - (3) 水面清掃、架橋工事等の水面上の作業
- 運転不自由船とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
- 特殊用務船舶とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶、海上保安の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。

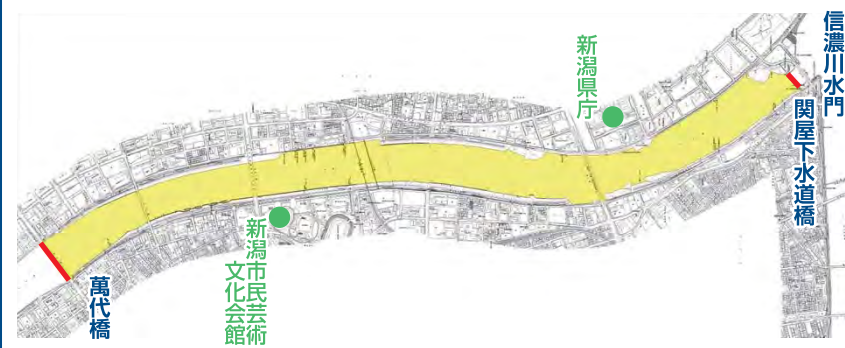
通航方法制限区域

通航方法指定区域のうち、通航船舶の安全や自然河岸の保全などの理由から、信濃川5区域、阿賀野川6区域に、それぞれの区域の特性に則した通航方法を別に定めています。

水域番号1

萬代橋から関屋下水道橋までの区域

- (1) 速度制限(徐行・減速)
- (3) 急発進・急加速・急回転の禁止



水域番号2

関屋下水道橋から分派点までの区域

- (1) 速度制限(徐行・減速)
- (2) 非動力船の通航制限
- (3) 急発進・急加速・急回転の禁止
- (4) 追越し禁止
- (5) 回転禁止
- (6) すれ違い禁止



水域番号3

関屋分水路河口から浜浦橋の区域

- (7) 船舶の原則進入禁止



水域番号4

西川水門周辺の区域

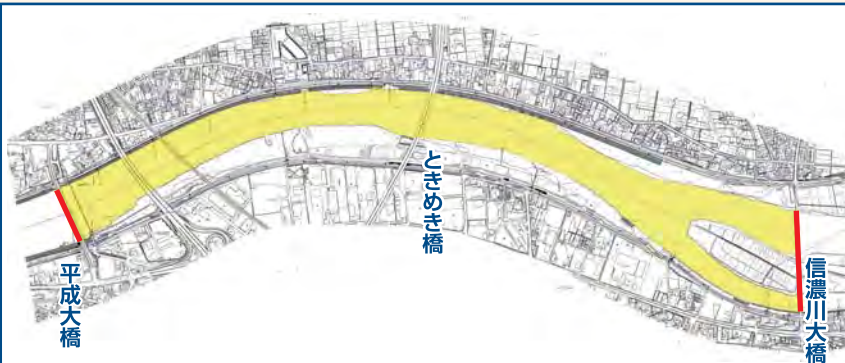
- (1) 速度制限(徐行・減速)
- (2) 非動力船の通航制限
- (3) 急発進・急加速・急回転の禁止
- (4) 追越し禁止
- (5) 回転禁止
- (6) すれ違い禁止



水域番号5

平成大橋から信濃川大橋までの区域

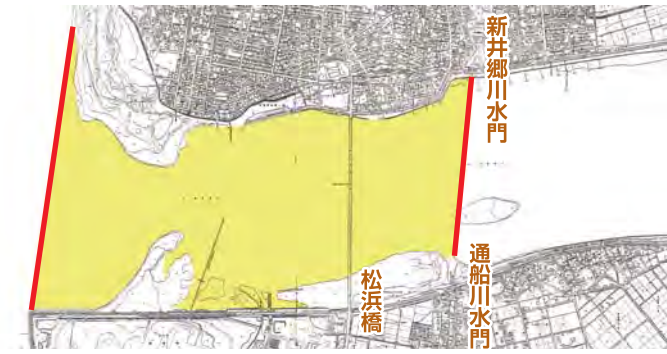
- (1) 速度制限(徐行・減速)
- (3) 急発進・急加速・急回転の禁止



水域番号6

河口から新井郷川水門・通船川水門までの区域

- (1) 速度制限(徐行・減速)
- (2) 非動力船の通航制限
- (3) 急発進・急加速・急回転の禁止



水域番号7



新井郷川水門周辺の区域

水域番号8



通船川水門周辺の区域

- (1) 速度制限(徐行・減速)、(2) 非動力船の通航制限、(3) 急発進・急加速・急回転の禁止、(4) 追越し禁止、(5) 回転禁止、(6) すれ違い禁止

水域番号9

JR白新線から送電線までの区域

- (1) 速度制限(徐行・減速)
- (3) 急発進・急加速・急回転の禁止



水域番号11

満願寺閘門周辺の区域

- (1) 速度制限(徐行・減速)
- (2) 非動力船の通航制限
- (3) 急発進・急加速・急回転の禁止
- (4) 追越し禁止
- (5) 回転禁止
- (6) すれ違い禁止
- (7) 船舶の原則進入禁止【小阿賀樋門】



水域番号10

沢海床固周辺の区域

- (7) 船舶の原則進入禁止



通航標識を設置しています。

左記の通航方法制限区域には、現地に所定の通航標識が設置されています。

制限・禁止事項	標 識	具 体 的 な 内 容
(1) 速 度 制 限 (徐 行 ・ 減 速)		操縦性が失われない程度に速度を減速すること。
(2) 非 動 力 船 の 通 航 制 限		手こぎボートやカヌー、ウインドサーフィンなどの非動力船が蛇行するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めること。
(3) 急 発 進 ・ 急 加 速 ・ 急 回 転 の 禁 止		水上オートバイやモーターボートなどの動力船が急発進、急加速、急回転するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めること。
(4) 追 越 し 禁 止		船舶等の追越しを禁止すること。
(5) 回 転 禁 止		船舶等の回転を禁止すること。
(6) す れ 違 い 禁 止		船舶等のすれ違いを禁止すること。
(7) 船 舶 の 原 則 進 入 禁 止		船舶等の進入を禁止すること。

※上記の本標識のほか、補助標識として区域の指定範囲、船幅の制限、上空制限などを示す標識を設置

通航標識の設置状況



信濃川(信濃川水門、新潟市中央区関南地先)



阿賀野川(右岸0.3km付近、新潟市北区松浜地先)

Q1 通航方法の全文が知りたいのですが？

A 下記の事務所窓口で閲覧できます。
また、ホームページでもご覧頂けます。

Q2 海上交通法規と河川法に基づく通航方法の関係は？

A 今回指定された区域（通航方法指定区域）内は、これまでに適用されていた海上衝突予防法に加えて、河川法に基づく通航方法が適用されます。

Q3 通航方法に違反した場合に罰則はあるのですか？

A 指導・警告にもかかわらず、違反状況が改善されない場合には、河川法施行令第60条に基づき、30万円以下の罰金に処せられることとなります。

Q4 速度制限(徐行・減速)とはどのくらいのスピードをいうのでしょうか？

A 速度制限を行う理由は、船舶が通航するとき起きる波（航走波）によって、河川管理施設に影響を及ぼしたり、他の河川利用者に危険を及ぼさないようにするためです。船舶はその大きさや種類によって、同じ速度でも航走波が変わってきますので、何ノット以下といった速度制限ではなく、船舶の操縦性が失われない程度の速度に減速することとしています。

Q5 通航方法の監視体制はどうなっているのか？

A 定期的に水面・陸上巡視などを行い、適正な通航が行われているか、監視していきます。

問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局
信濃川下流河川事務所 占用調整課・管理課
〒951-8153 新潟市中央区文京町14-13
Tel 025-266-7131(代表)
fax 025-266-7105
URL <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/index.html>

国土交通省北陸地方整備局
阿賀野川河川事務所 占用調整課・管理課
〒956-0032 新潟市秋葉区南町14-28
Tel 0250-22-2211(代表)
fax 0250-24-3005
URL <http://www.hrr.mlit.go.jp/agano/index.html>